平成２９年（フ）第２４３５号
北海道石狩市花川南６条１丁目５番地４
債務者　飯塚　佑紀
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
札幌市豊平区月寒中央通６丁目１番１―211号
債務者　金子　大軌
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２号
北海道千歳市住吉４丁目12番21号　ライフステージ千歳206号
債務者　石渕　昭一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８３号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番51号　サンセットハイツ平岸通402号
債務者　浅見　則幸
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
盛岡市名須川町17番21―206号
債務者　熊谷　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７号
盛岡市名須川町４番21号
債務者　赤埴研士郎
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１８号
盛岡市名須川町４番21号
債務者　赤埴　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３１号
盛岡市山岸６丁目30番５号
債務者　及川　昭夫
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１５号
茨城県鹿嶋市鉢形台２丁目16番地２（ハッピネスK102）
債務者　宮内　敦子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第１号
群馬県前橋市西善町116番地
債務者　福田真理子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場2824番地
債務者　松村　　明
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
群馬県前橋市樋越町169番地５
債務者　斎藤　政明
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
群馬県前橋市樋越町169番地５
債務者　斎藤　美香
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
群馬県佐波郡玉村町大字福島416番地６
債務者　木村　匡宏
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
京都市山科区音羽野田町７番地５　進和山科ハイライフ　411
債務者　西田　直美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
京都府亀岡市荒塚町２丁目９番11号　シエロガーデン202号
債務者　井上　和真（旧姓植村・渡辺）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第４号
京都府舞鶴市朝来西町５番地７―５棟17号
債務者　吉田　秀美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係